

4・2 油濁損害の補償制度

4・2・1 国際油濁補償基金

タンカー等からの油流出等で油濁損害が発生した場合、船主による民事責任条約 (CLC) および油の受取人による国際基金条約 (FC) により被害者への賠償及び補償を行う制度が確立されている。

FC については国際油濁補償基金 (IOPCF) で対応が審議されており、平成 26(2014)年 5 月及び 10 月に同基金会合が開催され、そのうち基金理事会では Erika 号、Prestige 号および Hebei Spirit 号をはじめとする油濁事故に関する対応が審議されたほか、基金総会では基金の運営全般に関する事項などについて審議された。

1. 71 年基金の清算

71 年基金条約は、多くの国が 92 年基金条約へ移行したことを受け、平成 14(2002)年 5 月に失効した。失効後も失効前に発生した事故処理を継続するため、IOPCF では 71 年基金運営委員会を組織し、未解決の事故処理案件について審議を行ってきた。平成 24(2012)年 10 月、IOPCF は 71 年基金の清算について検討する「協議グループ」を設置し、平成 26(2014)年 4 月の会合においてわが国をはじめ大多数の国の支持を得て、同年 12 月をもって 71 年基金を清算することが決定した。

しかしながら、継続審議中の事故処理案件は残っており、特に、平成 9(1997)年にベネズエラで起きた Nissos Amorgos 号の油濁事故への補償問題が複雑化していた。同事故をめぐる PI 保険者である Gard が船主責任制限までの仮払いを行うとともに、ベネズエラで 69CLC 上の制限基金を形成していたところ、平成 25(2013)年 5 月、ベネズエラの最高裁は一旦認められていた責任制限を否定し、Gard に対しベネズエラ政府へ 60 百万米ドルの支払いを命じる判決を下した。これに対し、Gard は、制限額を超える支払いの返金を 71 年基金に求めたが、71 年基金は同年 10 月の基金運営委員会にて、Gard との協議は継続するが、支払いは行わないことを決定。一方、Gard は、ベネズエラの裁判所で制限額を超えた額について 71 年基金が支払うこと、また、英国裁判所においても同様の訴え及び 71 年基金の資産凍結を求める訴訟を起こした。その後、平成 26(2014)年 5 月、ロンドンの最高裁は 71 年基金に対する資産凍結命令を下し、71 年基金は直ちに上訴した(ベネズエラにおける請求は却下された)。

本件に対し、わが国政府は、71 年基金の資産が限られていること、また、同基金が既に失効していることを踏まえ、早期清算を強く支持するとともに、Gard への返金については、法的支払い義務があることを前提として、71 年基金に支払い義務はない見解を示した。また、国際 P&I グループ (IG) は、未解決な問題を残したままの清算は反対との姿勢を示し、国際海運会議所 (ICS) も IG に呼応し、平成 26(2014)年 10 月の IOPCF 会合で清算に反対する文書を提出した。

同年 10 月の IOPCF 会合では、年内での清算を唱える基金事務局長の説明を皮切りに、清算延期を支持する英国をはじめとする 7 カ国、IG、ICS および国際海上保険連合 (IUMI) からそれぞれの提出文書に関する説明がなされ、審議が行われたが、各国の見解はほぼ二分される結果となった。

その後も非公式の場でも議論が続けられたが、結論が出ず、最終的に、出席している加盟国を対象に各国が賛否を表明する投票が行われ、清算を支持する国が過半(賛成 29 カ国、反対 14 カ国、棄権 3 カ国)となったため、当初の予定通り 71 年基金の清算が決定し、清算に関する決議が採択された。

2. 船舶の定義

民事責任条約 (CLC) 第 1 条第 1 項の「船舶」の定義の解釈について、92 年基金条約 (92FC) で第 7 作業部会が設置され議論を行ってきた。

わが国の意見としては、船社と油社の合意のうえ、輸送に従事しない FSO/FSU (floating storage and offloading vessel/floating storage unit) は船舶に含めないとする従前からの IOPCF の実務を支持しており、カナダ、オーストラリアなどが同様の見解を示す一方、FSO/FSU を船舶に含める意見を支持する多数派の国々との意見の隔たりは大きく合意は難しい状況にあった。平成 26(2014)年 5 月の会合では、わが国は、スペインが新たに提案した「海上輸送チェーン」に基づく船舶の定義をもとに、オーストラリアが作成した提案文書を妥協案として支持する方向で対応した。

当初の予定では、同作業部会は平成 26(2014)年 5 月の第 3 回会合で作業を終え、10 月の会合で最終報告書を提出することとされていたが、各国の間で利害が対立し議論が長引いているため、平成 27(2015)年春に再度作業部会を開催し、同年秋に最終報告を提出することとなった。